

平成 23 年度第 1 回理事会次第

日 時 平成 23 年 4 月 17 日 (日) 10 : 00

会 場 千葉県社会福祉センター4 階会議室

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議 題 (1) 各委員会報告事項に対する質疑 (事前送付資料によりご確認ください)
(2) 議事(案) 1. 東日本大震災被災者支援対応について
2. 平成 23 年度第 1 回総会議案について
(3) その他
5. 閉会

千社士第 22-577 号
平成 23 年 3 月 30 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

社団法人千葉県社会福祉士会
会長 神山 裕也

東北地方太平洋沖地震等に係る被災者支援へのご協力について（申入）

この度の一連の震災への対応に関し、関係部署を始めとして知事、職員の皆様におかれましては連日昼夜を問わず対応に当たられていることと存じ、心から崇敬の念を表します。

私達社会福祉士会は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定される福祉に関する相談援助業務の国家資格である社会福祉士によって組織する職能団体です。

社会福祉士の業務は「福祉に関する相談に応じ、助言、指導」し、または「関係者との連携及び調整その他の援助を行うこと」であり、被災された方々への支援におきましてもお役に立てる場面が有るかと思存します。私達に出来ることが御座いましたら出来る限りのご協力をしたいと考えております。

具体的には、

- ・避難所等で生活する被災者の生活課題の聞き取りおよび担当部署への連絡、調整
- ・被災者を受け入れている支援者や家庭からの相談対応
- ・仮設住居における環境整備およびコミュニティ起ち上げ支援
- ・上記のための相談員派遣

等のご協力が考えられます。今後このような機会が御座いましたら是非お声掛けいただきたくお願い申し上げます。

なお、過去において社会福祉士会は「阪神・淡路大震災」および「新潟県中越沖地震」等において同様の支援を行っており、また、今回の震災においても他県におきましては既に弁護士会、司法書士会等の職能団体と協働し避難所における相談業務を一部開始している事を申し添えます。

本件に関する連絡先

社団法人千葉県社会福祉士会事務局

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 4F

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail: cswchiba@sweet.ocn.ne.jp

千社士第 22-578 号
平成 23 年 3 月 30 日

千葉市長 熊谷 俊人 様

社団法人千葉県社会福祉士会
会長 神山 裕也

東北地方太平洋沖地震等に係る被災者支援へのご協力について（申入）

この度の一連の震災への対応に関し、関係部署を始めとして市長、職員の皆様におかれましては連日昼夜を問わず対応に当たられていることと存じ、心から崇敬の念を表します。

私達社会福祉士会は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定される福祉に関する相談援助業務の国家資格である社会福祉士によって組織する職能団体です。

社会福祉士の業務は「福祉に関する相談に応じ、助言、指導」し、または「関係者との連携及び調整その他の援助を行うこと」であり、被災された方々への支援におきましてもお役に立てる場面が有るかと思存します。私達に出来ることが御座いましたら出来る限りのご協力をしたいと考えております。

具体的には、

- ・避難所等で生活する被災者の生活課題の聞き取りおよび担当部署への連絡、調整
- ・被災者を受け入れている支援者や家庭からの相談対応
- ・仮設住居における環境整備およびコミュニティ起ち上げ支援
- ・上記のための相談員派遣

等のご協力が考えられます。今後このような機会が御座いましたら是非お声掛けいただきたくお願い申し上げます。

なお、過去において社会福祉士会は「阪神・淡路大震災」および「新潟県中越沖地震」等において同様の支援を行っており、また、今回の震災においても他県におきましては既に弁護士会、司法書士会等の職能団体と協働し避難所における相談業務を一部開始している事を申し添えます。

本件に関する連絡先

社団法人千葉県社会福祉士会事務局

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 4F

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail: cswchiba@sweet.ocn.ne.jp

千社士第 23 号
平成 23 年 4 月 日

旭市長 明智 忠直 様

社団法人千葉県社会福祉士会
会長 神山 裕也

東日本大震災に係る被災者支援へのご協力について（申入）

この度の一連の震災への対応に関し、関係部署を始めとして知事、職員の皆様におかれましては連日昼夜を問わず対応に当たられていることと存じ、心から崇敬の念を表します。

私達社会福祉士会は、「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定される福祉に関する相談援助業務の国家資格である社会福祉士によって組織する職能団体です。

社会福祉士の業務は「福祉に関する相談に応じ、助言、指導」し、または「関係者との連携及び調整その他の援助を行うこと」であり、被災された方々への支援におきましてもお役に立てる場面が有るかと思存します。私達に出来ることが御座いましたら出来る限りのご協力をしたいと考えております。

具体的には、

- ・避難所および仮設住宅で生活する被災者の生活課題の聞き取りおよび担当部署への連絡、調整
- ・被災者を受け入れている支援者や家庭からの相談対応
- ・仮設住居における環境整備およびコミュニティ起ち上げ支援
- ・上記のための定期的な相談員派遣

等のご協力が考えられます。御市からの御委託もしくは個人情報使用の許可をいただく必要のある場面も考えられますが、今後このような機会が御座いましたら是非お声掛けいただきたくお願い申し上げます。

なお、過去において社会福祉士会は「阪神・淡路大震災」および「新潟県中越沖地震」等において同様の支援を行っており、また、今回の震災においても司法書士会等の職能団体と協働し避難所等における相談業務を一部開始している事を申し添えます。

本件に関する連絡先

社団法人千葉県社会福祉士会事務局

〒260-0026

千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター 4F

TEL 043-238-2866 FAX 043-238-2867

E-mail: cswchiba@sweet.ocn.ne.jp

平成 23 年度第 1 回理事会議案資料

議案 1 東日本大震災被災者支援対応（平成 23 年度）について

平成 23 年度の本会における対応について、理事会の承認を求めます。

<平成 22 年度における緊急対応>

1. 日本社会福祉士会被災地支援金に 1,191,000 円（正会員数×1,000 円）を寄付
2. 千葉県災害義援金に 1,191,000 円（正会員数×1,000 円）を寄付
3. 千葉県ソーシャルワーカー三団体連絡協議会（社団法人千葉県社会福祉士会、千葉県医療社会事業協会、千葉県精神保健福祉士協会）の正会員を対象に、県外被災地において災害ボランティア活動を行う場合一律 2 万円を補助。支援終了後、A4 一枚程度の報告を提出。

<平成 23 年における対応（案）>

1. 千葉県災害義援金に 9 月 1 日現在正会員数×1,000 円を寄付(9 月 30 日締切)
2. 県外被災地ボランティア補助は継続。但し内容を次のとおり整備
 - a, 現地ボランティアセンターとの調整によるものの他、次の場合も対象とする
 - ア 社団法人日本社会福祉士会による派遣
 - イ 現地行政もしくはボランティアセンターから本会に対し直接依頼のあった場合
 - b, 私人間で調整したもの（私的支援）については原則対象としない。但し、千葉県社会福祉士会 web サイトの災害情報集約ボードに掲載され、会員が共有する情報となり広く支援を行う場合は対象に含む。
 - c, 初回は一律 2 万円、二回目以後は滞在日数×5 千円とする
3. 県内被災者および県外からの二次的避難者等への相談支援にあたる場合、本会からの派遣については支援日数×3 千円を支給し、保険を本会にて加入する（千葉県、千葉市および旭市に対し別紙により支援協力の申し入れ中）
4. 日本社会福祉士会被災地支援金については、支援金からの支出状況および用途を確認し 9 月を目処に再度検討する
5. 千葉県社会福祉協議会に対し、弁護士会、司法書士会および社会福祉士会合同の相談会開催を提案する
6. 上記の対応原資として、本会流動資産から 300 万円を予備費に繰り入れる

東日本大震災 被災地支援関係について

1. 3月19日総会后、有志でのミーティングを開催

震災に対応し「会として何をすべきか」について意見交換を行い、以下の3点について整理。

- ① 司法書士(青年司法書士協議会)と合同の勉強会を企画
- ② 被災地支援についての研修会(派遣会員向け)を開催
- ③ 被災地にて着用するベストの作成

独立型社会福祉士委員会のメーリングリストを便宜的に情報伝達ツールとして利用することとした。

2. 被災者支援プロジェクトチームの発足

三役及び総務委員会、独立型社会福祉士委員会及び被災者支援担当理事にて構成するという、当初の案であったが、実質総務委員会担当理事からは被災者支援担当と兼務で鈴木が参加。独立型社会福祉士委員会は川島理事の他、メーリングリストを管理している犬伏さん、田中さんが参加。内容については別紙参照。

3. 情報共有ツールの設置

千葉県社会福祉士会のホームページに災害時情報集約ボードを作成。情報の発信及び活動報告等に利用していただく。

4. 司法書士会相談事業部長に合同勉強会の開催についてご承認をいただく

3月30日の千葉県司法書士会の勉強会への参加を促され、三役と川島理事、鈴木が出席

5. 千葉県庁及び千葉市に、被災者支援についての申し入れを行う

二次避難者に対する避難所での支援を行う準備があることを申し入れる。県からは、今後千葉県に避難されている方々の生活支援を行える人材を確保することを予定しており、実際の募集が始まる際には当会にまず申し入れを行う予定、とのお話をいただいた。

6. 千葉県司法書士会の勉強会に参加

プロジェクトチームから、神山会長、目黒副会長、岡本事務局長、川島理事、鈴木が参加しました。そこで、千葉県内の被災地(旭市・香取市)にて無料相談窓口が開催されるため、社会福祉士会PTメンバーの同行について協議・決定する。

7. 旭市・香取市で開催された無料相談会に同行・同席

4月3日(日)、旭市及び香取市で行った無料相談会に社会福祉士として参加(岡本事務局長、川島理事、鈴木)。旭市の避難所2か所、香取市役所にて話を伺う。

8. 会長及び相談役による現地視察

4月3日(日)、当時報道が入りにくいが、福島県いわき市の被害が甚大でかつ、県外からの支援の受け入れに消極的にならざるを得ない状態であるとの情報が入ったため、神山会長と山崎相談役が現地視察を行う。

9. 新たに提案する事項

- ④旭市に会として生活・相談支援を行う申し入れを行う
- ⑤社会福祉士としての相談力アップのための勉強会を行う
- ⑥県社協に、司法書士会・弁護士会との合同無料相談の開催について申し入れる

10. 現時点での進捗状況

①は、計画より遅れ気味ですが現在青年司法書士協議会に打ち合わせの日程調整を依頼中。しかし、3日の合同相談会を経て、合同勉強会より⑤の勉強会の充実が重要と思われる。青年司法書士協議会会長も同意見。

(実施しない事も検討)

- ②は、4月23日(土)13:00～千葉県社会福祉センター3階会議室にて開催予定
- ③は、現在サンプル用として数着発注済み。
希望者には購入していただけるようにしたい(2,000円弱を想定)。
- ④は、4月19日もしくは20日に旭市に対し、申し入れの予定。
- ⑤は、個別に講師依頼中。中長期的なスパンで企画運営が必要と思われる。
- ⑥は、4月14日に青年司法書士協議会会長と協議予定。

11. 協議事項

8. に記載したいわき市災害ボランティアセンターの現状として、市内のボランティアのニーズは高く、緊急かつ大量の支援が必要とされているにもかかわらず、県外ボランティアの要請はせず(できず)にいる状況である。千葉県社会福祉士会として、支援に入ることとは可能か。ただし、余震や原発の状況も不安定であり、会からの呼びかけに強制力はなく、あくまでも希望をされる会員による参加とすることを明らかにしたい。

名称 千葉県社会福祉士会 被災者支援プロジェクト

※対策本部にしなかったのは、今後の活動に自由度を持たせやすくするためです。
落ち着いたら、次回以降の組織づくりについて検討したいと思います。

メンバー(PM・PL)

会長・副会長・事務局長・総務委員会委員3名・独立型社会福祉士委員会委員3名

※理事以外にも多く関わっていただきたいので、この按分にしたいと考えています。

目的

大規模災害発生時の被災者支援対策を検討し、行う。

今回の東北関東大震災への対応について

1. 被災地状況の情報収集・公開

(ア) 日本社会福祉士会との情報共有

(イ) 会員からの県内被災状況の把握

(ウ) 把握情報の公開手段の設置

※情報の共有は、本部からのもの、県内のものを手分けして収集することが必要で、先に設置したボードなどでその共有化を図れるようにしたいと思います。

Twitter など、情報が拡散しやすいツールからの取りまとめも期待しています。

ボードの運用なども役割としては発生します。

2. 弁護士会、司法書士会等関係団体との研修開催

(ア) 弁護士会、司法書士会との合同研修開催

※研修の実施により、他団体との協力関係を強固にすることを目標にします。

この研修で、参加した誰が現地に行っても大丈夫だという体制がベストです。

今後の活動に繋がる場合は、下の3や4とのリンクも必要になるかと。

(イ) 被災地支援についての研修

3. 千葉県内被災者への支援

(ア) 社協・包括支援センターへの協力の検討

※県内の災害 VC は 3 月末で一区切りだそうです。その後の活動方法についてと、活動の可能性についても考える必要があります。

4. 千葉県内での長期避難生活者への支援

(ア) 行政と連携した、長期避難生活者への支援協力

※おそらく行政への協力申し出の必要があるかと思しますので、収集された情報からその準備をすることになります。申出の文書については会長名で出す予定です。

5. 日本社会福祉士会との連携による、会員の被災地派遣

(ア) 被災地担当者の選任

(イ) 派遣予備リストの作成

※本部の動きへの協力体制を作り、準備すること。

(ウ) 派遣者の決定

6. 会員の県外での活動に対する支援

(ア) 支度金制度の運用

※申請があった場合のフローなどを取りまとめていただきます。

7. その他関係する事務

(ア) 義援金、支援金手続き

※これは事務局ですすめてもらいます。

(イ) ユニフォームの作成

※現在、費用についてリサーチ中です。

(ウ) 活動する会員の保険に関する事

※会の保険でまかなえると思いますが、請求の必要があったときの準備が必要です。

(エ) 会員に対しての苦情に関する事

※なければいいのですが、会員の活動により苦情があった場合の対処方法を検討することも必要かと感じています。

追記

・災害対策本部でも構わないけど、理事等の役員以外の会員が関わるようにするためには、プロジェクトのほうが動きやすいこと。

・役割分担をすることで、それぞれの働きを機能的に分類し、統括する役割を置くことで全体の把握をする。

県内被災者支援については、ボランティアセンターが3月末にて終了に向かっている(県社協情報)ことから、それ以降の取組について検討する。

地域包括支援センター一部会報告事項

報告事項

- ・ 高齢者虐待対応専門職チームの今年度の契約を交わした。
- ・ 高齢者虐待防止対策研修会について
今年度は予算が 1,305,000 円に増額された。
管理職・初任者向け研修 1 日、高齢者虐待ソーシャルワークモデル 3 日間コース・1 回、事例検討を含めた研修を県内 3 箇所で実施予定。研修の詳細は下記の通り。

【高齢者虐待対応担当課管理職・初任者向け】(案)

ねらい

- ①市町村の課長（管理職）を対象に、市町村の責務について理解してもらう。
- ②高齢者虐待対応担当の新任職員を対象に、高齢者虐待防止法を理解してもらう。

開催予定日

平成 23 年 5 月 17 日（火）本庁舎 5 階大会議室（予定）

	時間	研修科目	講師	研修内容のポイント
1	10:00 ~ 12:00	高齢者虐待及び高齢者虐待防止法の概要	千葉県社会福祉士会	高齢者虐待の類型や発見・通報者等の状況、高齢者虐待防止法の概要を理解する。
2	13:00 ~ 14:30	高齢者虐待防止法における市町村の責務	千葉県弁護士会	高齢者虐待防止法の内容と法に定められている市町村の責務を理解する。
3	14:45 ~ 16:15	高齢者虐待対応とは？	千葉県社会福祉士会	地域包括支援センターの役割（権利擁護）や虐待対応の流れを理解する。

【地域包括支援センター職員等向け】(案)

ねらい

・高齢者虐待対応をしている担当者（地域包括支援センター職員など）を対象に、日本社会福祉士会が提示している高齢者虐待対応ソーシャルワークモデルを用いて、高齢者虐待対応の流れの確認と支援計画を策定するポイントについて理解を深めてもらう。

開催予定時期：平成 23 年 9 月 13 日（火）20 日（火）27 日（火）

		時間	研修科目	講師	ポイント
1 日 目	1	10:00 10:15	～ オリエンテーション	千葉県社会福祉士会	
	2	10:15 11:45	～ 高齢者虐待防止法と市町村の責務	千葉県弁護士会	・高齢者虐待防止法の内容と法に定められている市町村の責務を理解する。
	3	12:45 14:15	～ 虐待対応と権利擁護	千葉県社会福祉士会	・虐待対応における権利擁護の視点を理解する。 ・虐待対応の基本的な流れを理解し、虐待対応ソーシャルワークの視点とポイントを理解する。 ・地域包括支援センターの役割を理解する。
	4	14:25 15:55	～ 帳票説明	千葉県社会福祉士会	・虐待対応の流れと帳票の関係を理解する。
	5	16:05 17:05	～ 初動体制（講義）	千葉県社会福祉士会	・通報受理、事実確認や緊急性の判断等初動期の対応のポイントを理解する。
2 日 目	1	9:30 11:30	～ 初動体制（演習）	千葉県社会福祉士会	・「相談受付票」「高齢者虐待受付票」「事実確認票」「アセスメント要約票」「コアメンバー会議録」を体感する。
	2	12:30 13:30	～ 支援計画（講義）	千葉県社会福祉士会	・虐待の背景・要因をアセスメントし、支援計画を策定するポイントを理解する。
	3	13:40 15:40	～ 支援計画（演習）	千葉県社会福祉士会	・「評価票」「ケース会議録」を体感する。
	4	15:50 17:50	～ 評価と終結（講義・演習）	千葉県社会福祉士会	・支援計画の評価と虐待対応機関としての支援の終結について理解する。
3 日 目	1	9:30 12:30	～ 総合演習 1（初動期）	千葉県社会福祉士会	・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する（初動体制）。
	2	13:30 16:30	～ 総合演習 2（支援計画と評価）	千葉県社会福祉士会	・虐待対応の一連の流れを、具体的事例の演習を通じて理解する（支援計画、評価）。

【地域別 高齢者虐待に関わる担当職員向け研修】(案)

ねらい

- ①個別ケース会議形式のグループワークを経験することによって、実際のケース会議への活用を図る。
- ②高齢者の権利侵害に関する法的な問題等を理解する。
- ③高齢者虐待事例における課題の抽出と整理について具体的な方法を学ぶ。

開催予定日

平成 24 年 1 月 2 月頃を予定

開催場所

県中央部以外の市町村（県東部や県南部）にて 1 日研修を 3 回行う。

	時間	研修科目	講師	研修内容のポイント
1	10:00 ~ 12:00	財産侵害・借金などへの対応	千葉県弁護士会	悪質商法、家族や知人からの財産侵害、相続放棄、借金への対応の概要を知る。
2	13:00 ~ 16:00	個別ケース会議を模した演習 (事例を用いて)	千葉県社会福祉士会	高齢者虐待対応の流れに即しながら、個別ケース会議を実施する際の留意点や課題の抽出や整理の仕方について理解する。

[研修委員会]

研修啓発部会

【報告事項】

- 1、平成 23 年 研究大会について（案）
5 月 29 日（日） 14：45～ 16：30 （第一回総会終了後）
「東日本地震 被災地支援の報告会」
登壇いただく方々は検討と依頼中。

- 2、第一回研修啓発部会 開催 4 月 10 日（日）事務局に於いて
別紙議事録参照

第5回 研修啓発部会 会議録

日時 平成23年4月10日(日)

千葉県社会福祉センター 4階 事務局

AM10:00~12:00

出席者・・・染野理事、浅見部会長《記録》 大澤氏、

以上3名

1) 研究大会

平成23年5月29日(日) 題名・・・災害活動報告とこれからの支援大体制について5名ほど、現地及び災害に関する内容の発表を行ってもらう。

2) 基礎研修について

今年度から 年1回の3回に分けて実施する。平成23年度 1回、平成24年2回、平成25年3回となる。2回、3回目は事例検討会若しくは演習
今年度は平成23年7月2日(土)で調整中、講師は去年と同様に山崎前会長にお願いしたい・・・去年同様に寸劇するかは今後検討する。

3) 共通基盤研修

神田副部長が6領域・・・現在調整中であるが、職場が被災され、
やや困難な状況であるが、近日中に講師の手配を行いたいとの事
今後、部会内で検討し、今年度開催を目指す。

4) 実習指導者研修

本部より今年中 11月もしくは12月の開催を指示されている。前年度使用
させて頂いた淑徳大学はこの月は授業中にて会場をお借りすることができな
い・・・日程・・・11月21日、22日の平日2日間で開催調整・・・会場は社会
福祉センターまたは千葉市生涯研修センターなど他の会場を今後検討する。

5) ジェイシーウェブ模擬と会場模擬試験について

3月23日でジェイシーとの打ち合わせ実施が中止、4月中に再度日程を調整
中である。今年度から会場模擬試験も検討している。

6) 東京成徳大学 特別講座の参加者の受験生合否について

11名参加者の内、2名ほど合格・・・

7) 今年度 受験対策講座の実施について
染野理事を通してジェイシー模擬試験作成者に講師を依頼し、10月頃～12月まで・・・月2～3回に分けて開催することで検討する。

次回開催・・・平成23年6月12日(日) AM10:00～開催予定

第 3 回全体会議 議事録

開催日時 : 平成 23 年 3 月 25 日 (金) 19:00~20:30

場 所 : 千葉県社会福祉センター 4 階

参加者 : 丸 晶・川島隆太・富樫裕子・田村信之・山口美恵子・杉山明・奥野不二子
実川基弘・浅見雅人・辻村雄司・中山達雄・越川文雄・草間絢子・山内敏夫
(合計) 14 名

欠席者 : 佐々木博光・柴崎恵美子・向縄紀子・耀英明・大浦明美
今川純子・滑川里美・櫻井勉・佐野由佳里・出口紀子 ・及川えみ・長谷川千春
(合計) 12 名

議 事 :

1) 平成 22 年度の振り返り

各自から今年度の調査の振り返りを発表して頂いた。

- ・大きなトラブル等無く、一部調査が残っているが、無事に終了した。
- ・事業所が調査に慣れてきており、スムーズに運べた。といった意見が多かった。
- ・調査員手数料の徴収の仕方の統一や利用者側が使いやすい制度にしてもらいたい、施設にとってもプラスになるものにしてもらいたい (自己PR など含め) など、調査事業に関する意見も挙げられた。
- ・事務局のサポートも非常に助かった。来年度以降も継続して頂きたい。

☆田村調査員より、「私の事業所に調査機関が来る予定だったが、事前連絡もなく、当日も準備していたが、調査機関が来なかった。調査機関にも慣れが出てきてしまっているのではないか。私たちも注意しなければならない」とのこと。

私たちも来年度も調査を行う際には、気をつけなければならぬ。

2) 平成 23 年度調査希望の聴取

アンケート未提出者について、提出したり、来年度の調査希望を伺った。

◎来年度も情報公表調査は継続する可能性が高いため、来年度も同様に進めていく方向とした。

また、部会長より調査員手数料等も、来年度も今年度同様で行う予定で検討しているとのことだった。

3) 平成 23 年度 役員選出について

理事の任期が平成 23 年度まで残っているため、部会長・副部会長は留任。会計も留任となった。地区責任者は、それぞれの地区で決定して頂くこととなった。

4) その他、連絡事項

◎アンケート未提出の方については、早期に提出をお願いしたい。

◎各地区の地区責任者が決まったら、事務局へメールで連絡すること。

◎調査員証は来年度も引き続き調査される方は、各自で保管すること (されない場合は、事務局へ返却すること)。

◎将来的に継続するかは未定だが、来年度から調査員活動を行いたいという方は、他機関の調査員養成研修を受けて頂くことになる (本会では、調査員養成研修は実施しないため)。

以上

ばあとなあ23年度第1回運営委員会 記録

- 1 実施日時：平成23年4月4日(月) 18:00～20:00
- 2 場所：社会福祉センター4階会議室
- 3 出席者： 鈴木、櫻井、吉田、片野、朽名、石山、中山、出口、福島、辻村(報告)
欠席者： 篠田、田中
- 4 議事
 - (1)平成22年度第9回理事会(2月20日)の報告(委員長)
 - ・連合体への移行について
平成23年度第1回総会において定款変更を行う。
 - ・平成22年度第2回総会議案書確認
 - (2)平成22年度第2回臨時理事会(3月19日)の報告(委員長)
 - ・東日本大震災対応として義援金300万円を支出
災害対応担当理事として 鈴木将人理事が就任。
 - (3)平成23年度第1回通常総会議案書確認(委員長)
 - (4)平成23年度成年後見養成研修(委託集合研修)について(吉田副委員長)
 - 「点と線」75号に開催要綱掲載の通り。
 - 20人を募集する。応募が20人未満の場合は原則、中止し、本部研修をあっせんする。
 - 申込の資格要件に基礎研修終了者を明示。(今年の社会福祉士試験合格者は原則、受講不可となる。茨城県の受講希望者の勧誘も検討する。
 - 研修終了者が登録しない例も多く、履修者の登録を促進する。
 - (5)活動報告書読込結果について報告(吉田副委員長)
 - 129名が提出(うち2名から登録抹消希望があり今後は127名となる。)
 - 107名が受任中、20名が未受任。報告様式2(問題点記入シート)を4月中に本部に報告予定。
- 5 各担当より報告
 - (1)研修
 - ・登録員研修(略)
 - ・支部委託研修(略)
 - ・23年度ばあとなあ千葉サポートの計画について
登録員研修の2回を合わせて合計年間10回開催する。
参加費は500円とする。テーマや運営方法は4月実施時に意見聴取の上、研修担当で検討する。
予算上は講師謝金3000円、スタッフ2名謝金1000円 交通費はともに別途支給となっている
領収書は必要な人に発行する。
初任者のニーズに答えられていないのではとの意見があり、今後進めながらさらに運営方法を検討す
 - (2)法人後見
 - ・毎月の報告が必要なので整備する。
 - (3)広報
 - ・4月のニュースでコーディネートに関するアンケートを実施する。今回は「他の資格」欄を追加。
 - ・4月発行のばあとなあ千葉ニュースの原稿担当
平成23年度事業計画について(鈴木)

後見制度支援信託(鈴木)
後見人活動報告の結果(吉田)
22年度コーディネートのまとめ(片野)
電話相談(片野)
東日本大震災に関すること(鈴木)

(4)虐待防止

22年度は3回の事例報告会に出席

(5)コーディネート

22年度は127件(21年度は79件)

市町村長申立の割合が増加し、約半数となった。

地域別件数等の報告あり。

コーディネート委員の交代等 退任：吉田、片野、田中、 留任：鈴木 新任：櫻井、出口

次回は4月19日 午後5：00から開催する。

(6)電話相談

研修会は中止したが改めて実施予定

相談実績の内容を分析しニュースに掲載する。

相談件数は減少し年間143件となった。

(7)渉外(略)

次回委員会 5月18日(水) 18：00から20：00

千葉県内 被災地・避難者支援活動について

独立型社会福祉士委員会 川島 隆太・犬伏 謙介

◎活動について

- A. 相談会の開催・相談所・相談窓口の設置
 - B. 相談支援活動・アウトリーチの活動（避難者・自宅避難者など）
- の各活動について、提案にしたい。

○実施の前段階に行うこと

- ・研修会の実施～4/23 と別の日に講習・会議を行う
- ・支援活動参加者の特定と活動日の割振り
- ・行政機関、関係機関との調整
- ・広報や周知

- A. 相談会の開催・相談所・相談窓口の設置

☆課題：どこに？避難場所？役所内？電話相談？時期、時間、回数

◎司法書士との合同相談会は継続で。

- B. 相談支援活動・アウトリーチの活動（避難者・自宅避難者など）

活動時期：毎月土曜日か日曜日の固定週 1 回（ローテーション）

もしくは、隔週 1 回

継続期間：支援の終結（避難所の撤去まで？）（仮設住宅入居後も継続？）

活動方法：地域包括や社協と分担巡回，または独自で巡回

被災地または避難所などによって担当ブロックに分け，原則として
最低三人以上 一組で巡回

巡回の意味：ニーズの把握（聞き取り用紙で），
相談所の周知（ちらし配りなど），
顔見知りになり体調や様子を見回りを行う

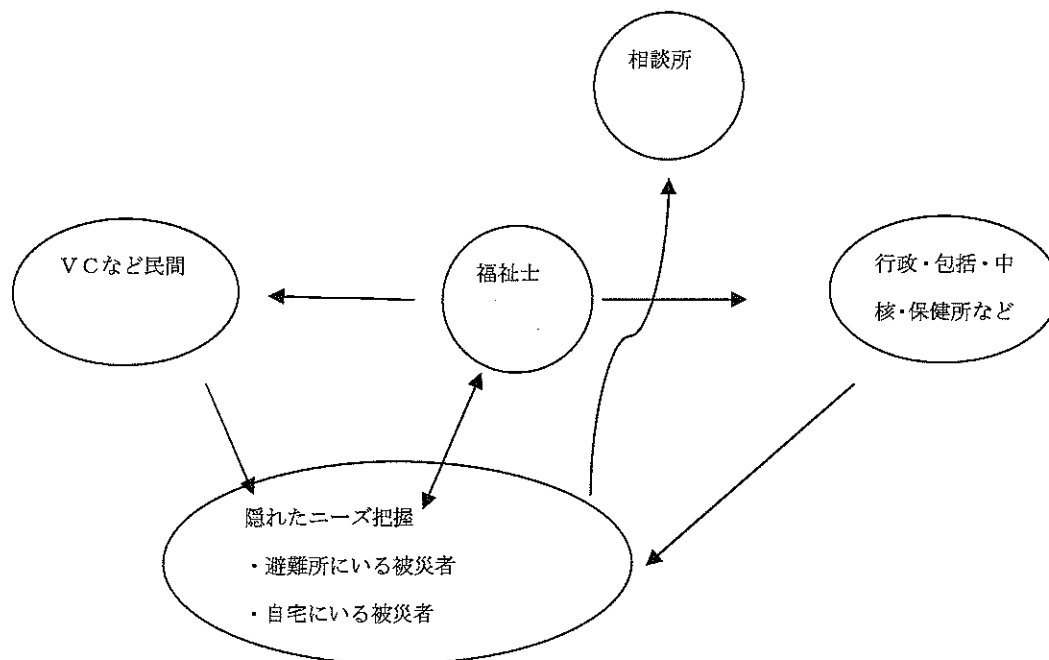
巡回の結果：避難所の担当職員への報告など

緊急のニーズの場合，行政，地域包括，中核，保健所，災害支援グループなどに聞き取り用紙を渡す（本人同意のもと）。

○予算：活動者に対する手当（必要かどうか…）

- ☆課題：1.メンバーの特定と定期的な連絡会の開催
2.各事業に関する役割分担
（例.担当区域など、連絡調整、広報周知など）
3.行政・その他、関係機関との連絡について
4.予算に関して
5.その他

（相談支援活動・アウトリーチの活動のイメージ）



※災害支援に関するチャリティー活動について

会員の田村俊道氏より、
「がんばろう日本・がんばろう旭！みんながいるぞ！」というスローガンを掲げ、津波に遭われた方達に連帯して成田市国際文化会館大ホールで三好春樹氏の講演と「石井のお父さんありがとう」の映画会を開催いたします。

5月8日(日) 12時開演・13時～17時 開催予定です。

ぜひ、会員その他の皆様への周知をお願いいたします
(パンフレットは理事会の日に持参予定)

☆プロジェクトメンバー ミーティングについて

4/23の研修会の前に、主だって活動・連絡を取らせていただいているメンバーの方々とミーティングをして、研修後に活動内容が発表できるよう話し合い・決定していきたいと思えます。
ご参加、お願い申し上げます。

4/23 (土) 10時～12時 千葉県社会福祉センター 2F 会議室

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 成年後見センターしぐなるあいず 成年後見人制度講演会 6月11日

○ 来賓依頼

- ・ 淑徳大学 卒業式 3月15日 <中止>
- ・ 淑徳大学 入学式 4月1日 <中止>
- ・ 千葉県ホームヘルパー協議会 平成23年度 総会 4月23日 神山会長

○ 委員推薦

- ・ 市原市障害者介護給付費等審査会委員 大戸優子 飯田俊男
- ・ 四街道市介護認定審査会委員 中山達雄 田代和美
- ・ 千葉県後見支援センター契約締結審査会委員 助川未枝保
- ・ 習志野市社会福祉協議会評議員 大野良一
- ・ 千葉市日常生活自立支援事業契約締結審査会・法人見業務審査会委員 坂下光男
- ・ 千葉県介護支援専門員協議会理事・代議員・予備代議員
 - 理事 水野谷繁 林房吉 山口定之 助川未枝保
 - 代議員 五十嵐伸光 周藤秀俊
 - 予備代議員 高田俊彦 井田英宏

○ 講師派遣

- ・ 千葉県福祉ふれあいプラザ 県民講座 6月15日, 6月29日, 7月13日, 7月27日 (未定)

○ その他

- ・ 千葉県社協 千葉県後見支援センター関係機関連絡会議 3月4日
- ・ 千葉県社協 平成22年度 第6回理事会 3月22日 <中止>
- ・ 平成22年度 第2回 千葉県地域リハビリテーション協議会 3月23日 <中止>
- ・ 本部 第2回高齢者虐待防止アドバイザー研修グループワーク 4月11日 <中止>
- ・ 千葉県健康福祉部 千葉県人材確保・定着推進協議会 4月20日 神山会長
- ・ 千葉県 第61回“社会を明るくする運動”千葉県推進委員会会議 4月20日 (未定)

○ 寄付

- ・ 液晶テレビ 染野理事より
- ・ 東関東大震災支援金募金 5,000円 岐阜県社会福祉士会会員 則武弘美様より

**** 会員情報 ****

4月1日現在 正会員:1,149名 (新入会:0名、転入:3名、転出:2名、退会:43名、)

▶ 4月本部会員情報より

平成 23 年度第 1 回総会議案について

以下の議案について、理事会の承認を求めます。

□平成 23 年度第 1 回総会議事資料（一部）

第 1 号議案 社団法人日本社会福祉士会の連合体移行に伴う
本会の加入について（再提案）・・・・・・・・ 2 頁

第 2 号議案 社団法人千葉県社会福祉士会定款の改正について
・・・・・・・・ 7 頁

第 3 号議案 社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規
則の改正について・・・・・・・・ 8 頁

第 4 号議案 社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する
規則の制定について・・・・・・・・ 10 頁

※今回お示しする資料は、(社)日本社会福祉士会の連合体移行に伴うもので
す。定款変更を伴うため、可決に正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を必要
であるためあらかじめ書面表決および委任状を受け付けます。

※書面表決および委任状を提出された方が総会当日に参加された場合は当該
書類を会場にてお返しいたします。

※平成 22 年度事業報告および決算報告は後日あらためてお送りいたします。

第 1 号議案

社団法人日本社会福祉士会の連合体移行に伴う本会の加入について（再提案）

次の件について、総会の承認を求めます。

社団法人日本社会福祉士会が都道府県社会福祉士会を会員とする連合体に移行するに際し、次に示す 2 点の要件が満たされていることを条件に、本会が会員として連合体に加盟すること

<加盟要件>

- 1) 全国 47 都道府県社会福祉士会のすべてが新定款施行にあわせて連合体に加盟することが議決されていること
- 2) 社団法人日本社会福祉士会が提示する業務委託契約が本会理事会で承認されること

(提案理由)

社団法人日本社会福祉士会（以下、「日本会」という）は個人の会員組織から都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織への移行する方針を 2010 年 6 月 19 日の総会において確認し、2011 年 4 月に書面表決にて行う総会において定款改正を行うことを予定している。

本会が千葉県社会福祉士を代表する法人として機能を発揮し、また全国の情報収集および全国への発信を行っていくために、連合体加入が必要である。

※本議案は平成 22 年度第 2 回総会において第 5 号議案として提出していたものですが、その前提となる社団法人日本社会福祉士会総会が震災により中止となったため総会当日に取り下げていたものです。

<連合体組織像>（日本会資料から抜粋）

- 1) 日本会は都道府県社士会を正会員とする。
- 2) 都道府県社会福祉士会は社会福祉士個人を正会員とする。
- 3) 日本会は国との交渉や政策提言、都道府県社士会間の調整・情報提供、中央で行うべき調査・研究・研修、生涯研修制度の中核的役割などを行う。都道府県社会福祉士会は県や自治体との交渉や提言、地域に応じた調査・研究・研修、会員（社会福祉士）に関する事項などを行う。

<今後整備の必要な事項>

1) 本会正会員資格に関する定款改正（総会提案議案第 2 号）

現定款は日本会の正会員であることが要件(第 5 条)とされており、同会が法人を正会員とするに際し削除する必要。なお、定款改正に際しては定款第 42 条の規定に基づき、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の賛成を得る必要がある。

2) 会費規則の改正（議案第 3 号）

現在日本会会費および入会金として納付されている額(年会費 10,000 円、入会金 5,000 円)を、本会会費と一括して本会から請求する形に改正する必要。これまで支部還元金として日本会から本会に納付されている額を除く会費(6,000 円/年)は本会から日本会に対し会費若しくは負担金として納付する。日本会と本会会費を合わせた会員個人の負担額総額(15,000 円/年)は変更しない。

3) 懲戒に関する規則の制定（議案第 4 号）

現在は倫理綱領に反する会員の違反調査、審査および懲戒処分は日本会で行っているが、日本会が個人を会員としない連合体に移行した後は、本会会員に対する懲戒を本会が行う必要。

<経過措置> (日本会資料から抜粋)

- 1) 社会福祉士個人に関わる会員管理事務、会費管理事務、綱紀案件処理は、日本会と都道府県社士会が委託契約を結ぶことで、現状通り、日本会が実務を担う。(本会追記：違反調査および審査、懲戒処分案作成は委託契約に基づき日本会、処分決定は都道府県社会福祉士会で行う)
- 2) 経過措置期間は当面の間とし、全都道府県社士会が実務を担えると合意できたとき(目安は各都道府県社会福祉士会会長会議で検討する)に移行を開始する。

<以下参考資料：日本社会福祉士会資料(～P6)>

連合体の組織像

1. 会員

- 連合体である日本社士会の正会員は、都道府県を代表する法人格を有する社会福祉士会を正会員とする。
- 都道府県社士会は、社会福祉士を正会員とする。

2. 日本社士会と都道府県社士会の役割・機能イメージ(将来像)

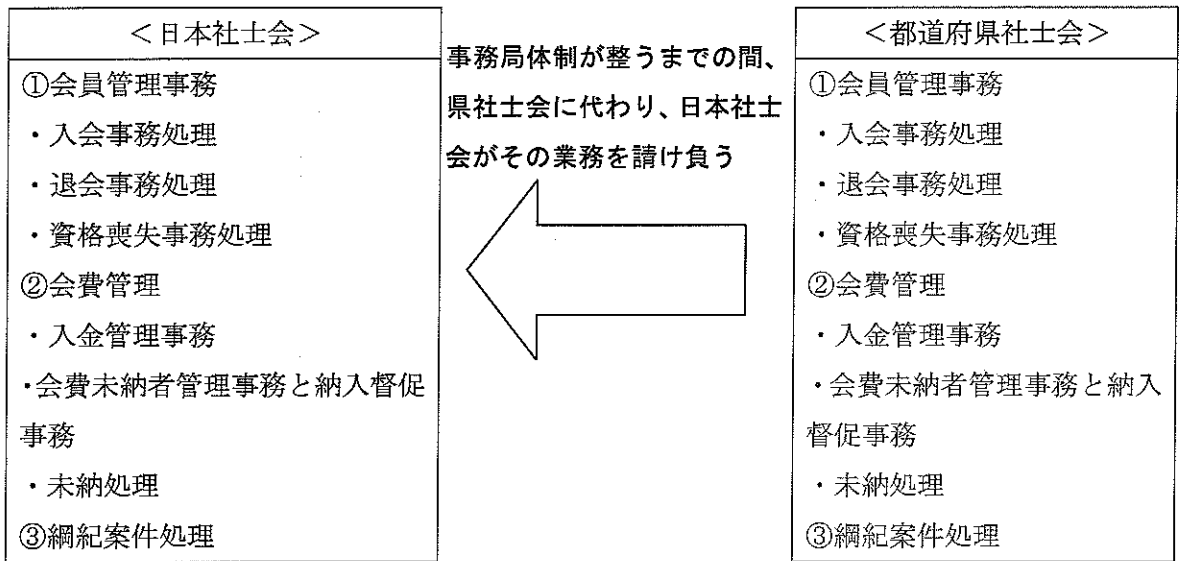
<日本社士会>	<県社士会>
<p>(組織としての機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国との交渉、政策提言 ・各都道府県社士会共通の基本ルールを協議・策定する ・各都道府県社士会の情報を収集・提供、都道府県社士会間の調整機能を有する ・必要に応じて各都道府県社士会へ助言する ・国際ソーシャルワーカー連盟の窓口 ・全国の社会福祉士の交流の場の提供 <p>(調査・研究・研修としての機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の情報を収集・提供する ・中央で行うべき調査・研究を行う ・生涯研修制度の中核的機能及び中央で行うべき研修を行う 	<p>(組織としての機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や自治体との交渉、提言 ・都道府県社士会内のルールを策定する ・会員である社会福祉士への入退会及び懲戒権限等を有する ・会員の交流の場の提供 <p>(調査・研究・研修としての機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体の情報を収集・提供する ・地域の実情やニーズに応じた調査・研究・事業を行う ・生涯研修制度に則り地域の特性に応じた研修を行う

3. 日本社士会と都道府県社士会の業務分担について

連合体に移行することで、将来的に社会福祉士個人に関する管理的業務は県社士会が担うことが想定される。

しかし、これらの業務を短期間で全国一律に移行するには、現在行っている会員管理や会費管理に

ついてその運用方法を全面的に見直すことが必要なことや、各都道府県社士会での事務処理機能の確保が必要であるため現実的には難しい。そこで一定の移行措置期間を設け、当面は現状と極力変わらないようにする。



経過措置について

1. 経過措置期間

- 定款改正後、公益社団法人移行（2013年11月）までは、会員管理、会費管理、綱紀案件について現行の運用を極力継続する（都道府県社士会から日本社士会への業務委託扱いとする）。そしてこの期間に財源問題等について検討する。
- 2014年度以降、すべての都道府県社士会が事務処理の実務を担えると合意できたとき（期限の目安は支部長会議で検討する）に移行を開始する。

2. 経過措置内容

経過措置期間の業務分担は次のとおり。

項目	日本社士会が担う事項	都道府県社士会が担う事項
入会事務処理	①入会申込書受理 ②会員管理システムへの入力 ③住所変更対応 ④入会者への会員証・資料発送、など	入会審査（都道府県社士会の理事会で行う）
退会事務処理	①退会届けの発送 ②退会届けの受理・会員証の回収 ③会員管理システムへの入力、など	退会審査（都道府県社士会の理事会で行う）
入会金及び会費管理	①引落業務（現行通り） ②督促業務（現行通り）	都道府県社士会で引き落とししている場合は現行通り
懲戒事務処理	①苦情受付	処分決定議決（都道府県社士会の）

	②調査 ③審査、 ④除名議決時の厚労省への意見具申、など	理事会もしくは総会で行う)
会員証の作成・発行	①作成、発行、発送 ・日本社士会名とする（現状のまま）。 ・会員番号は現状を維持する（全国共通連番）。	

3. 経過措置期間で都道府県社士会を行う業務で変更となる事項

- ・入退会審査の実施（但し、入退会者リストは現行通り日本社士会で作成）
- ・懲戒処分の議決（但し、苦情受付・調査・審査は現行通り日本社士会で実施）

4. 委託契約

事務処理については日本社士会と都道府県社士会が業務委託契約を結ぶ。

日本社士会年会費及び都道府県社士会年会費の扱いについて

現在、本会年会費 10,000 円は都道府県社士会へ「4,000 円×会員数」を支部活動費として計上している。連合体移行後は都道府県社士会から「6,000 円×会員数」を会費として日本社士会へ納めてもらうことになる。

1. 現行の扱い

- ・日本社士会年会費 10,000 円
内 4,000 円は県活動費。日本で引落としている場合（44 県士会）は別途県へ振込。
- ・都道府県社士会年会費 3,000 円～7,000 円（都道府県社士会により異なる）
- ・現行の各会費引落は下記の 3 パターン。

パターン	日本会費		都道府県会費		備考
	日本引落	県引落	日本引落	県引落	
パターン1	○		○		期日は別設定
パターン2	○			○	
パターン3		○		○	一括引落

2. 連合体へ移行後の扱い

- ・連合体会費 6,000 円
- ・都道府県社士会年会費 4,000 円＋現行の都道府県社士会年会費（3,000 円～7,000 円）

(1) 将来（理想型）

引落額		備考
日本引落	都道府県引落	
なし	15,000 円	この内、6,000 円を連合体会費として日本へ納める

(2) 経過措置

現行のパターンを踏襲する。

◆会計上の扱い（実際の運用にあたってはさらに検討が必要）

パターン1及び2の県社士会の場合

- ・日本は引落業務を委託され今まで通り実施することとし、
- ・引き落とした額の全額を一度県会計に振り込み、別途、県から日本会計に連合体会費を振り込む

パターン3の都道府県社士会の場合

- ・従来通り

第2号議案

社団法人千葉県社会福祉士会定款の改正について

次の定款改正(案)について、総会の承認を求めます。

○社団法人千葉県社会福祉士会定款

新	旧
<制定>平成19年2月25日 <最新改正>平成23年5月29日	<制定>平成19年2月25日
(略)	(略)
第2章 会 員	第2章 会 員
(種 別)	(種 別)
第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。 (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。 (2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者。 ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者 イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者 (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。	第5条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。 (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であって、 <u>社団法人日本社会福祉士会の会員であり</u> 、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。 (2) 準会員 次に掲げる者で、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会に所属することを希望する者。 ア 社会福祉士養成施設又は大学の社会福祉士養成課程に在籍している者 イ 社会福祉士試験の受験資格を有する者 (3) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体。
(略)	(略)
附 則 1 この規則は日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。	

補足説明

<改正の目的>

(社)日本社会福祉士会の連合体移行に際し、同会の正会員は都道府県社会福祉士会(法人)となる。これに伴い本会正会員資格を日本社会福祉士会会員に限定していた第5条を改正するもの。(P2参照)

第3号議案

社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則の改正について

次の規則改正(案)について、総会の承認を求めます。

○社団法人千葉県社会福祉士会の会費等に関する規則

新	旧
<p><制定>平成19年2月25日</p>	<p><制定>平成19年2月25日 <改正>平成20年5月25日</p>
<p>(略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、社団法人千葉県社会福祉士会定款(以下「定款」という。)第10条の規定に基づき、本会の会費等の取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(入会金)</p> <p>第2条 定款第6条第2項に規定する正会員入会金の額は5,000円とする。</p>	<p>(会費)</p> <p>第2条 定款第5条第1項第1号に規定する正会員の会費は、年間5,000円とする。但し、新規入会者の会費については、初年度に限りこれを無料とする。</p>
<p>(会費)</p> <p>第3条 定款第5条第1項第1号に規定する正会員の会費は、年間15,000円とする。但し、新規入会者の会費については、初年度に限りこれを年間10,000円とする。</p>	<p>2 定款第5条第1項第2号に規定する準会員の会費は、年間2,000円とする。</p> <p>3 定款第5条第1項第3号に規定する賛助会員の会費は、法人の場合は年間1口10,000円、個人の場合は年間1口2,000円とし、各々1口以上の会費を必要とするものとする。</p> <p>4 一旦納入された会費は、本会の責に帰する原因のある場合を除き、これを返還しないものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第3条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p>
<p>(委任)</p> <p>第4条 この規則に定めるもののほか、本会の会費等に関して必要な細目事項は、理事会において別に定める。</p>	<p>(改正)</p> <p>第4条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p>
<p>(改正)</p> <p>第5条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>(改正)</p> <p>第4条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。</p>
<p>(略)</p>	<p>附則</p>

	1 この規則は、平成20年5月25日から施行する。但し、第2条但し書きについては、平成20年4月1日以後入会の会員に適用する。
附 則	
1 この規則は日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。	

補足説明

<改正の目的>

(社)日本社会福祉士会(以下、「日本会」)の連合体移行に際し、現在日本会会費および入会金として納付されている額(年会費10,000円、入会金5,000円)を、本会会費と一括して本会から請求する形に改正するもの。日本会と本会会費を合わせた会員個人の年会費負担額総額(15,000円/年)は変更しない。これまで支部還元金として日本会から本会に納付されている額を除く会費(6,000円/年)は本会から日本会に対し会費若しくは負担金として納付する。会計上は「諸会費」として新規支出科目設定予定。(P5参照)

入会金については、本会で収入とした上で日本会への事務委託料として支出予定。

<改正に伴う補正予算について>

本来であれば本提案と同時に補正予算案を提出すべき所ですが、日本会および全都道府県社会福祉士会が連合体移行を議決し連合体が施行するまでは会計科目を変更する必要はないと日本会の判断が示されています。

年度内に連合体が施行した場合は平成24年3月の総会において本提案にかかる補正予算案を提出します。

第4号議案

社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則の制定について

次の規則(案)について、総会の承認を求めます。

○社団法人千葉県社会福祉士会会員の懲戒に関する規則(案)

平成23年5月29日制定

(目的)

第1条 この規則は、社団法人日本社会福祉士会における倫理綱領・行動規範の遵守による本会会員の倫理性の維持・向上を目的とした苦情対応及び懲戒において、公平の観点から全国で統一的な調査及び審議を行うために基本的な事項を定めることを目的とする。

(苦情受付)

第2条 本会に所属する正会員に対する苦情は本会で受け付ける。

(調査・審査)

第3条 受け付けた苦情は社団法人日本社会福祉士会に通知し、その調査及び審査を社団法人日本社会福祉士会に委託する。

(処分)

第4条 本会は社団法人日本社会福祉士会が行った調査及び審査結果にもとづき懲戒処分を行う。

(通知)

第5条 懲戒処分の結果については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で苦情の申立人及び被申立人に通知する。

(公表)

第6条 懲戒処分の公表については、本会と社団法人日本社会福祉士会の連名で行う。

(委託契約)

第7条 第2条から第6条にかかる事項を執行するため、別途、本会と社団法人日本社会福祉士会の間で業務委託契約を結ぶ。

(委任)

第8条 この規則に定めるほか、運営等に必要な細目事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は社団法人日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。

補足説明

<当規則の性格について>

社団法人日本社会福祉士会の連合体移行を前提に、第1号議案の説明に示したとおり当面の間日本会に実務を委託することで全国統一した対応をとることを目的とした規則です。規則案は日本会で作成しており、全都道府県社会福祉士会がほぼ統一した規則を共有する予定です。

なお、将来的には各都道府県社会福祉士会が個々に綱紀委員会に類する組織を用意し、委託を行わず各会で調査から懲戒処分を行う事を求められます。

<当規則を制定する目的>

この規則は、全国にいる会員社会福祉士が被申立人になった際に統一的な基準で懲戒が審議されることを目的としています。あわせて、調査及び審査は日本社会福祉士が行うことをもって、もし、被申立人から本会に対して訴訟があったとき、日本社会福祉士会が訴訟当事者として訴訟参加することを可能とすることも目的としています。

<委託契約との関係>

日本社会福祉士会と結ぶ委託契約では、当規則に則り、調査及び審査は日本社会福祉士会に委託し、その通知を受けて本会が懲戒処分を行う内容となります。従って、委託契約が結ばれなかった場合は、当規則第2条から第6条にかかる事項は執行されません。

<訴訟について>

もし訴訟があった場合、本会と日本社会福祉士会の間で利害の対立はないことを前提に、日本社会福祉士会が訴訟参加し、本会と日本社会福祉士会の共通の代理弁護士をたてて、実質的に日本社会福祉士会が主体となって裁判を行うことを想定しています。